

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】

新旧対照表

令和7年4月改定

新	旧	備考
さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和 <del>7</del> 年4月	さいたま市公共建築工事積算基準 【資料編】 令和 <del>6</del> 年4月	改定年月の変更
さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次	さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次	
第1章 共通事項	第1章 共通事項	
1. 目的 1 2. <u>工事費内訳書における単価及び価格</u> 3. <u>工事内訳書における数量</u> 4 4. <u>改修工事の分類</u> 5 5. <u>改修工事の積算に用いる単価の適用</u> 6 6. 仮設工事の <u>取り扱い</u> 7 7. 工事量が僅少等の <u>取り扱い</u> 8 8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 9. <u>スクラップの取り扱い</u> 9	1. 目的 1 2. <u>改修工事の分類</u> 3. <u>改修工事の積算に用いる単価の適用</u> 4. <u>工事費内訳書における単価及び価格</u> 2 5. <u>工事内訳書における数量</u> 5 6. 仮設工事の <u>取り扱い</u> 7 7. 工事量が僅少等の <u>取り扱い</u> 8 8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 （追 加）	記載順序の変更 国の一基準改定による修正 スクラップの取り扱いについて追加
第2章 設計変更	第2章 設計変更	
1. 新たな追加の工事等の <u>取り扱い</u> 10	1. 新たな追加の工事等の <u>取り扱い</u> 10	
第3章 共通費 （削除）	第3章 共通費 6. <u>共通仮設費及び現場仮設費における鉄骨工事の補正</u> （追 加）	国の一基準改定による削除及び追加
6. <u>とりこわし工事の取り扱い</u> 7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定 8. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定 15	7. 製造業者・専門工事業者へ単独で発注する場合の算定 15 8. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定	
第4章 共通仮設費	第4章 共通仮設費	
3. <u>とりこわし工事の共通仮設費率</u> 19	3. <u>鉄骨工事における共通仮設費の補正</u> 4. <u>とりこわし工事の共通仮設費率</u> 19	国の一基準改定による削除

新	旧	備考
<p><u>4. 監理事務所を設けない場合の取り扱い</u></p> <p><u>5. 処分費の取り扱い</u></p> <p><u>6. リース料の取り扱い</u></p> <p><u>7. 直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合</u></p> <p><u>8. 共通仮設費率算定の留意事項</u></p>	<p><u>5. 監理事務所を設けない場合の取り扱い</u></p> <p><u>6. 処分費の取り扱い</u></p> <p><u>7. リース料の取り扱い</u></p> <p><u>8. 直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合</u></p> <p><u>9. 共通仮設費率算定の留意事項</u></p>	
第5章 現場管理費	第5章 現場管理費	
<p>1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期）</p> <p>2. 現場管理費に積み上げする項目</p> <p><u>3. とりこわし工事の現場管理費率</u></p> <p><u>4. 処分費の取り扱い</u></p> <p><u>5. リース料の取り扱い</u></p> <p><u>6. 支給材を使用する工事の取り扱い</u></p> <p><u>7. 純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合</u></p> <p><u>8. 現場管理費率の留意事項</u></p>	<p><u>2.1</u></p> <p>1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期）</p> <p>2. 現場管理費に積み上げする項目</p> <p><u>3. 鉄骨工事における現場管理費率の補正</u></p> <p><u>4. とりこわし工事の現場管理費率</u></p> <p><u>5. 処分費の取り扱い</u></p> <p><u>6. リース料の取り扱い</u></p> <p><u>7. 支給材を使用する工事の取り扱い</u></p> <p><u>8. 純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合</u></p> <p><u>9. 現場管理費率の留意事項</u></p>	<p><u>2.0</u></p> <p>国基準改定による削除</p>
第6章 一般管理費等	第6章 一般管理費等	
<p>1. 一般管理費等における契約保証費</p> <p>2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <p>3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用</p>	<p><u>2.3</u></p> <p>1. 一般管理費等における契約保証費</p> <p>2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <p>3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用</p>	<p><u>2.2</u></p>
別紙 別表1～別表7	別紙 別表1～別表7	<p><u>2.8</u></p> <p><u>2.7</u></p>
第1章 共通事項		
(工事費内訳書における単価及び価格)	(工事費内訳書における単価及び価格)	
<p><u>2. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。</u></p> <p>(1) 単価及び価格の算定については次による。</p>	<p><u>4. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。</u></p> <p>(1) 単価及び価格の算定については次による。</p>	記載順序の変更

## 新

## 旧

## 備考

## ハ. 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

（2）複合単価の算定に用いる「歩掛り」は、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

## 二. その他

「その他」は、別表一5～7の範囲内で工種ごとの率による。

## （3）単価及び価格の適用

## イ. 採用する単価とその優先順位は次のとおりとする。

- ① さいたま市公共建築工事単価表による市場単価 （2.（1）ハ. を掲載）
- ② さいたま市公共建築工事単価表による標準単価 （2.（1）ロ. 及び二. 等を掲載）

※ 物価資料は表1-1とし、2種類以上の物価資料名が記載されているものは、それぞれの単価及び価格の平均値を採用する。

表1-1 物価資料

物価資料名	出版社
積算資料／建設物価	（一財）経済調査会／（一財）建設物価調査会
建築施工単価／建築コスト情報	（一財）経済調査会／（一財）建設物価調査会
その他の刊行物	

## ハ. 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」によるが、これに無きものは、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。また、市場単価は、材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

（2）複合単価の算定に用いる「歩掛り」は、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、（一財）経済調査会発行の「工事歩掛要覧」及び（一財）建設物価調査会発行の「建設工事標準歩掛」等による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

## 二. その他

「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、別表一5から別表一7の範囲内で工種ごとに定める。

## （3）単価及び価格の適用

## イ. 採用する単価とその優先順位は次のとおりとする。

- ① さいたま市公共建築工事単価表による市場単価
- ② さいたま市公共建築工事単価表による標準単価

※ 物価資料は表1-2とし、2種類以上の物価資料名が記載されているものは、それぞれの単価及び価格を比較し安価なものを探用する。

表1-2 物価資料

物価資料名	出版社
積算資料／建設物価	（一財）経済調査会／（一財）建設物価調査会
建築施工単価／建築コスト情報	（一財）経済調査会／（一財）建設物価調査会
その他の刊行物	

見直しによる修正

見直しによる修正

前記述と重複のため削除

補足を追記

補足を追記

表番号の変更

平均値採用へ変更

## 新

## 旧

## 備考

<p>(5) 単価・金額・工事価格（建築工事・設備工事 共通）の端数処理は表1-2のとおりとする。</p> <p>表1-2 単価・金額・工事価格の端数処理</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">単 価</td> <td>1,000 円以上</td> <td>： 上位 3 衡とし、4 衡目を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>100 円以上 1,000 円未満</td> <td>： 1 円の位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>1 円以上 100 円未満</td> <td>： 小数点第 1 位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>1 円未満</td> <td>： 小数点第 3 位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金 額</td> <td colspan="2">単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。（小数点以下を切り捨て）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">工事価格</td> <td colspan="2">原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td> <td>： 有効桁が上位 4 衡</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円未満</td> <td>： 10,000 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡、一千万未満の場合は一円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単 価	1,000 円以上	： 上位 3 衡とし、4 衡目を四捨五入	100 円以上 1,000 円未満	： 1 円の位を四捨五入	1 円以上 100 円未満	： 小数点第 1 位を四捨五入	1 円未満	： 小数点第 3 位を四捨五入	金 額	単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。（小数点以下を切り捨て）		別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。		工事価格	原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡		1,000 万円以上	： 有効桁が上位 4 衡	1,000 万円未満	： 10,000 円未満切捨て	算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡、一千万未満の場合は一円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。				<p>(5) 単価・金額・工事価格（建築工事・設備工事 共通）の端数処理は表1-3のとおりとする。</p> <p>表1-3 単価・金額・工事価格の端数処理</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">単 価</td> <td colspan="2">歩掛りを用いて単価を作成する場合の端数処理</td> </tr> <tr> <td>1,000 円以上</td> <td>： 上位 3 衡とし、4 衡目を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>100 円以上 1,000 円未満</td> <td>： 1 円の位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>1 円以上 100 円未満</td> <td>： 小数点第 1 位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>1 円未満</td> <td>： 小数点第 3 位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td colspan="3">物価資料による単価は端数処理を行わない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金 額</td> <td colspan="2">単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。（小数点以下を切り捨て）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">工事価格</td> <td colspan="2">原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td> <td>： 有効桁が上位 4 衡</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円未満</td> <td>： 10,000 円未満切捨て</td> </tr> <tr> <td colspan="2">算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡、一千万未満の場合は一円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単 価	歩掛りを用いて単価を作成する場合の端数処理		1,000 円以上	： 上位 3 衡とし、4 衡目を四捨五入	100 円以上 1,000 円未満	： 1 円の位を四捨五入	1 円以上 100 円未満	： 小数点第 1 位を四捨五入	1 円未満	： 小数点第 3 位を四捨五入	物価資料による単価は端数処理を行わない。			金 額	単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。（小数点以下を切り捨て）		別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。		工事価格	原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡		1,000 万円以上	： 有効桁が上位 4 衡	1,000 万円未満	： 10,000 円未満切捨て	算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡、一千万未満の場合は一円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。				表番号の変更
単 価		1,000 円以上	： 上位 3 衡とし、4 衡目を四捨五入																																																						
		100 円以上 1,000 円未満	： 1 円の位を四捨五入																																																						
		1 円以上 100 円未満	： 小数点第 1 位を四捨五入																																																						
	1 円未満	： 小数点第 3 位を四捨五入																																																							
金 額	単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。（小数点以下を切り捨て）																																																								
	別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。																																																								
工事価格	原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡																																																								
	1,000 万円以上	： 有効桁が上位 4 衡																																																							
	1,000 万円未満	： 10,000 円未満切捨て																																																							
	算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡、一千万未満の場合は一円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。																																																								
単 価	歩掛りを用いて単価を作成する場合の端数処理																																																								
	1,000 円以上	： 上位 3 衡とし、4 衡目を四捨五入																																																							
	100 円以上 1,000 円未満	： 1 円の位を四捨五入																																																							
	1 円以上 100 円未満	： 小数点第 1 位を四捨五入																																																							
1 円未満	： 小数点第 3 位を四捨五入																																																								
物価資料による単価は端数処理を行わない。																																																									
金 額	単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。（小数点以下を切り捨て）																																																								
	別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。																																																								
工事価格	原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡																																																								
	1,000 万円以上	： 有効桁が上位 4 衡																																																							
	1,000 万円未満	： 10,000 円未満切捨て																																																							
	算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 衡、一千万未満の場合は一円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。																																																								
<p>（工事内訳書における数量）</p> <p>③. 工事費内訳書に計上する細目数量は原則として下記による。</p> <p>（1）算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築設備数量積算基準」による。</p> <p>□. 数量の単位及び端数処理等は下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事</li> </ul> <p>④. 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-3による。</p> <p>表1-3 内訳書の細目数量の端数処理（建築工事）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>数 量</th> <th>計上する数値</th> <th>処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100未満の場合</td> <td>小数点以下第1位</td> <td>小数点以下第2位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>100以上の場合</td> <td>整 数</td> <td>小数点以下第1位を四捨五入</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計図書に記載された数量は端数処理しない。</p>	数 量	計上する数値	処 理	100未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入	100以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入	<p>（工事内訳書における数量）</p> <p>⑤. 工事費内訳書に計上する細目数量は原則として下記による。</p> <p>（1）算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築設備数量積算基準」による。</p> <p>□. 数量の単位及び端数処理等は下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事</li> </ul> <p>④. 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-4による。</p> <p>表1-4 内訳書の細目数量の端数処理（建築工事）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>数 量</th> <th>計上する数値</th> <th>処 理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100未満の場合</td> <td>小数点以下第1位</td> <td>小数点以下第2位を四捨五入</td> </tr> <tr> <td>100以上の場合</td> <td>整 数</td> <td>小数点以下第1位を四捨五入</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計図書に記載された数量は端数処理しない。</p>	数 量	計上する数値	処 理	100未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入	100以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入	記載順序の変更 表番号の変更																																					
数 量	計上する数値	処 理																																																							
100未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入																																																							
100以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入																																																							
数 量	計上する数値	処 理																																																							
100未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入																																																							
100以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入																																																							

## 新

## 旧

## 備考

## ・設備工事

③ 計測及び計算過程における端数処理は原則として四捨五入とし、表1-4による。

表1-4 計測及び計算過程における端数処理（設備工事）

細目	計測（実数扱い）		計算（実数扱い）	
	単位	計上する数値	単位	計上する数値
機器類・器具類		整数		
配管類・丸ダクトの長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
長方形ダクトの面積	m	小数点以下第2位	m <sup>2</sup>	小数点以下第2位
保温、塗装の面積	m	小数点以下第2位	m <sup>2</sup>	小数点以下第2位
電線・電線管類の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
土工事・コンクリート工事	m	小数点以下第2位	m <sup>2</sup>	小数点以下第2位
その他の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
その他の面積・体積・質量		小数点以下第2位		小数点以下第2位

④ 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-5による。

表1-5 内訳書の細目数量の端数処理（設備工事）

数量	計上する数値	処理
10未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入
10以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入
1 土工事・コンクリート工事における数量が0.1未満の場合は、小数点以下第2位までを計上する。（小数点以下第3位を四捨五入）		
2 設計図書に記載された数量は端数処理しない。		

## （改修工事の分類）

4. 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

## （改修工事の積算に用いる単価の適用）

5. 全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は別表-1～3により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。

なお、基準単価及び基準補正単価は次による。（表1-6）

## （1）基準単価

2. (1) □. の複合単価並びに2. (1) ハ. の市場単価及び補正市場単価

## ・設備工事

③ 計測及び計算過程における端数処理は原則として四捨五入とし、表1-5による。

表1-5 計測及び計算過程における端数処理（設備工事）

細目	計測（実数扱い）		計算（実数扱い）	
	単位	計上する数値	単位	計上する数値
機器類・器具類		整数		
配管類・丸ダクトの長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
長方形ダクトの面積	m	小数点以下第2位	m <sup>2</sup>	小数点以下第2位
保温、塗装の面積	m	小数点以下第2位	m <sup>2</sup>	小数点以下第2位
電線・電線管類の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
土工事・コンクリート工事	m	小数点以下第2位	m <sup>2</sup>	小数点以下第2位
その他の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
その他の面積・体積・質量		小数点以下第2位		小数点以下第2位

④ 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-6による。

表1-6 内訳書の細目数量の端数処理（設備工事）

数量	計上する数値	処理
10未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入
10以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入
1 土工事・コンクリート工事における数量が0.1未満の場合は、小数点以下第2位までを計上する。（小数点以下第3位を四捨五入）		
2 設計図書に記載された数量は端数処理しない。		

表番号の変更

表番号の変更

記載順序の変更

記載順序の変更

表番号の変更

見直しによる修正

## （改修工事の分類）

2. 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

## （改修工事の積算に用いる単価の適用）

3. 全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は別表-1～3により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。

なお、基準単価及び基準補正単価は次による。（表1-1）

## （1）基準単価

イ. 「さいたま市公共建築工事単価表—市場単価—」改修工事（全館無人改修）による単価  
ロ. 「さいたま市公共建築工事単価表—標準単価—」改修工事（全館無人改修）による単価  
ハ. 4. (2) で定めた歩掛りによる複合単価

## 新

## 旧

## 備考

<p>(2) 基準補正単価</p> <p>イ. 建築工事については、2. (1) □. の複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、2. (1) ▲. の市場単価及び補正市場単価においては、別表一による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>□. 電気設備工事については、2. (1) □. の複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、2. (1) ▲. の市場単価及び補正市場単価においては、別表一による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>▲. 機械設備工事については、2. (1) □. の複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、2. (1) ▲. の市場単価及び補正市場単価においては、別表一による改修補正率を標準として算定する。</p> <p>二. 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p> <p>表1-6 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <table border="1" data-bbox="89 737 999 1150"> <thead> <tr> <th>執務状態の区分</th><th>単価の適用</th><th>使用する単価及び補正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館無人改修</td><td>基準単価</td><td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td></tr> <tr> <td rowspan="2">執務並行改修※</td><td>基準単価</td><td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td></tr> <tr> <td>基準補正単価</td><td>複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率（別表一～3） 補正市場単価×改修補正率（別表一～3）</td></tr> </tbody> </table> <p>※執務並行改修における単価の適用は、別表1～3の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p> <td data-bbox="999 157 1909 1290"> <p>(2) 基準補正単価</p> <p>イ. 「さいたま市公共建築工事単価表－市場単価－」改修工事（執務並行改修）による単価</p> <p>□. 「さいたま市公共建築工事単価表－標準単価－」改修工事（執務並行改修）による単価</p> <p>▲. 4. (2) で定めた歩掛りによる複合単価は、労務の所要量に、建築工事の場合15%増し、電気設備工事及び機械設備工事の場合は20%増しを標準として補正し算定する。</p> <p>二. 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p> <p>表1-1 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <table border="1" data-bbox="999 737 1909 1150"> <thead> <tr> <th>執務状態の区分</th><th>単価の適用</th><th>使用する単価及び補正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館無人改修</td><td>基準単価</td><td>(1) イ～ハをそのまま用いる</td></tr> <tr> <td rowspan="2">執務並行改修※</td><td>基準単価</td><td>(1) イ～ハをそのまま用いる</td></tr> <tr> <td>基準補正単価 (2) イ及び□</td><td>(2) イ及び□をそのまま用いる</td></tr> <tr> <td></td><td>基準補正単価 (2) ▲</td><td>4. (2) で定めた歩掛りによる複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し)</td></tr> </tbody> </table> <p>※執務並行改修における単価の適用は、別表1～3の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p> </td> <td data-bbox="1909 157 2138 1290"> <p>見直しによる修正</p> <p>見直しによる修正</p> </td>	執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率（別表一～3） 補正市場単価×改修補正率（別表一～3）	<p>(2) 基準補正単価</p> <p>イ. 「さいたま市公共建築工事単価表－市場単価－」改修工事（執務並行改修）による単価</p> <p>□. 「さいたま市公共建築工事単価表－標準単価－」改修工事（執務並行改修）による単価</p> <p>▲. 4. (2) で定めた歩掛りによる複合単価は、労務の所要量に、建築工事の場合15%増し、電気設備工事及び機械設備工事の場合は20%増しを標準として補正し算定する。</p> <p>二. 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p> <p>表1-1 改修工事の積算に用いる単価の適用</p> <table border="1" data-bbox="999 737 1909 1150"> <thead> <tr> <th>執務状態の区分</th><th>単価の適用</th><th>使用する単価及び補正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館無人改修</td><td>基準単価</td><td>(1) イ～ハをそのまま用いる</td></tr> <tr> <td rowspan="2">執務並行改修※</td><td>基準単価</td><td>(1) イ～ハをそのまま用いる</td></tr> <tr> <td>基準補正単価 (2) イ及び□</td><td>(2) イ及び□をそのまま用いる</td></tr> <tr> <td></td><td>基準補正単価 (2) ▲</td><td>4. (2) で定めた歩掛りによる複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し)</td></tr> </tbody> </table> <p>※執務並行改修における単価の適用は、別表1～3の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p>	執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	全館無人改修	基準単価	(1) イ～ハをそのまま用いる	執務並行改修※	基準単価	(1) イ～ハをそのまま用いる	基準補正単価 (2) イ及び□	(2) イ及び□をそのまま用いる		基準補正単価 (2) ▲	4. (2) で定めた歩掛りによる複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し)	<p>見直しによる修正</p> <p>見直しによる修正</p>
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正																									
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる																									
執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる																									
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率（別表一～3） 補正市場単価×改修補正率（別表一～3）																									
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正																									
全館無人改修	基準単価	(1) イ～ハをそのまま用いる																									
執務並行改修※	基準単価	(1) イ～ハをそのまま用いる																									
	基準補正単価 (2) イ及び□	(2) イ及び□をそのまま用いる																									
	基準補正単価 (2) ▲	4. (2) で定めた歩掛りによる複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量×1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20 (20%増し)																									

## 新

## 旧

## 備考

(仮設工事の <u>取扱い</u> )		(仮設工事の <u>取扱い</u> )																																		
6. (省略)		6. (省略)																																		
(1) (省略)		(1) (省略)																																		
□. 直接仮設		□. 直接仮設																																		
直接仮設は、工事種目ごとに必要とされる仮設の細目で、直接工事費として <u>取扱う</u> ものとする。このうち、他科目に渡り使用される仮設やどの科目にも含まない仮設については、「直接仮設工事」の細目に計上する。		直接仮設は、工事種目ごとに必要とされる仮設の細目で、直接工事費として <u>取り扱う</u> ものとする。このうち、他科目に渡り使用される仮設やどの科目にも含まない仮設については、「直接仮設工事」の細目に計上する。																																		
表1-8 直接工事費に <u>取扱う</u> 細目（直接仮設・専用仮設）		表1-8 直接工事費に <u>取り扱う</u> 細目（直接仮設・専用仮設）																																		
<table border="1"> <tr> <td>直接仮設工事</td><td>やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他</td></tr> <tr> <td>土工事</td><td>山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設</td></tr> <tr> <td>地業工事</td><td>専用仮設</td></tr> <tr> <td>鉄筋工事</td><td>鉄筋足場</td></tr> <tr> <td>コンクリート工事</td><td>コンクリート足場、特別養生</td></tr> <tr> <td>型枠工事</td><td>型枠足場</td></tr> <tr> <td>鉄骨工事</td><td>鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>該当する科目的専用仮設</td></tr> </table>	直接仮設工事	やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他	土工事	山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設	地業工事	専用仮設	鉄筋工事	鉄筋足場	コンクリート工事	コンクリート足場、特別養生	型枠工事	型枠足場	鉄骨工事	鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）	その他	該当する科目的専用仮設		<table border="1"> <tr> <td>直接仮設工事</td><td>やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他</td></tr> <tr> <td>土工事</td><td>山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設</td></tr> <tr> <td>地業工事</td><td>専用仮設</td></tr> <tr> <td>鉄筋工事</td><td>鉄筋足場</td></tr> <tr> <td>コンクリート工事</td><td>コンクリート足場、特別養生</td></tr> <tr> <td>型枠工事</td><td>型枠足場</td></tr> <tr> <td>鉄骨工事</td><td>鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>該当する科目的専用仮設</td></tr> </table>	直接仮設工事	やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他	土工事	山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設	地業工事	専用仮設	鉄筋工事	鉄筋足場	コンクリート工事	コンクリート足場、特別養生	型枠工事	型枠足場	鉄骨工事	鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）	その他	該当する科目的専用仮設		
直接仮設工事	やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他																																			
土工事	山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設																																			
地業工事	専用仮設																																			
鉄筋工事	鉄筋足場																																			
コンクリート工事	コンクリート足場、特別養生																																			
型枠工事	型枠足場																																			
鉄骨工事	鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）																																			
その他	該当する科目的専用仮設																																			
直接仮設工事	やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他																																			
土工事	山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設																																			
地業工事	専用仮設																																			
鉄筋工事	鉄筋足場																																			
コンクリート工事	コンクリート足場、特別養生																																			
型枠工事	型枠足場																																			
鉄骨工事	鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）																																			
その他	該当する科目的専用仮設																																			
(工事量が僅少等の <u>取扱い</u> )		(工事量が僅少等の <u>取り扱い</u> )																																		
7. (省略)		7. (省略)																																		
(時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価)		(時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価)																																		
8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価の <u>取扱い</u> については以下による。		8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価の <u>取り扱い</u> については以下による。																																		
(3) (省略)		(3) (省略)																																		
なお、K（割増賃金係数）の <u>取扱い</u> は（2）による。		なお、K（割増賃金係数）の <u>取り扱い</u> は（2）による。																																		
(スクラップの取扱い)		(追加)		スクラップの取扱いについて追加																																
9. 新営工事等の材料の残材については、「公共建築工事標準単価積算基準 第2編 建築工事」の「第4節 鉄筋」及び「第7節 鉄骨」による。																																				
第2章 設計変更																																				
(新たな追加の工事等の <u>取扱い</u> )		(新たな追加の工事等の <u>取り扱い</u> )																																		

新	旧	備考
<p>1. 新たな追加の工事等の<u>取扱い</u>は以下のとおりとする。</p> <p>(設計変更における単価及び価格の適用)</p> <p>2. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、原則として以下のとおり<u>取扱う</u>ものとする。</p> <p>(1) 工事内容の変更に伴い設計変更契約をする場合 変更部分の「単価」の採用については、次のとおりに<u>取扱う</u>。</p> <p>(2) 追加発注の場合 現に施工中の工事に対し追加工事を発注する場合、その「単価」の採用については、次のとおりに<u>取扱う</u>。</p>	<p>1. 新たな追加の工事等の<u>取り扱い</u>は以下のとおりとする。</p> <p>(設計変更における単価及び価格の適用)</p> <p>2. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、原則として以下のとおり<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>(1) 工事内容の変更に伴い設計変更契約をする場合 変更部分の「単価」の採用については、次のとおりに<u>取り扱う</u>。</p> <p>(2) 追加発注の場合 現に施工中の工事に対し追加工事を発注する場合、その「単価」の採用については、次のとおりに<u>取り扱う</u>。</p>	
<p>(設計変更における工期)</p> <p>3. 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期については、原則として発注者の責における工期延長のみ設計変更として<u>取扱う</u>。ただし、工事一時中止があった場合の工期は、その一時中止期間を除く。</p>	<p>(設計変更における工期)</p> <p>3. 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期については、原則として発注者の責における工期延長のみ設計変更として<u>取り扱う</u>。ただし、工事一時中止があった場合の工期は、その一時中止期間を除く。</p>	
<p>第3章 共通費</p> <p>(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定)</p> <p>3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事<u>及び昇降機設備工事</u>のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 □. 主たる工事以外のいずれかの工事が、<u>工事内容及び工事費</u>から適切と判断できる場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p>	<p>(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定)</p> <p>3. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事<u>及び</u>機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合 □. 主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して<u>軽微な工事</u>であり、かつ、<u>単独の工期設定がない場合</u>も、原則として(1)イ.①及び②による。ただし、<u>工事内容、工事費及び工期</u>から適切と判断できる場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>(2) <u>昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合</u></p>	国の基準改定による修正

## 新

## 旧

## 備考

	<p><u>1. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、</u>  <u>(1) イ. による。</u></p> <p><u>□. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</u></p>	
( 削 除 )	<p>-(新営工事における主体構造物にかかる鉄骨工事の補正)-</p> <p>6. 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。</p>	国の基準改定による削除
<u>(とりこわし工事の取扱い)</u>  6. とりこわし工事とは、建築物解体工事共通仕様書3. 3. 1に基づき、建築物を解体する工事をいう。建築物の解体に合わせ、建築物解体工事共通仕様書3. 3. 1に基づき、工作物等を解体する場合は、工作物等もとりこわし工事として取扱う。	( 追 加 )	国の基準改定による追加
第4章 共通仮設費		
(共通仮設費に積み上げする項目)  (4) 環境安全費  安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の <u>防護</u> シートの全面掛けい、防音パネルの全面掛けい等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用  <u>(6) 屋外整理清掃費</u>  <u>除雪に要する費用</u>  (7) 機械器具等  イ. 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用  規格の選定及び存置日数は、表4-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。	(共通仮設費に積み上げする項目)  (4) 環境安全費  安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の <u>養生</u> シートの全面掛けい、防音パネルの全面掛けい等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策の要する費用  ( 追 加 )  (6) 機械器具等  イ. 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用  規格の選定及び存置日数は、表4-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。	国の基準改定による追加及び修正

## 新

## 旧

## 備考

<p>注) (各表共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。</li> <li>RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。</li> <li><math>A = \text{建築面積} / 750\text{m}^2</math> (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。)</li> <li><math>N = \text{階数}</math></li> <li>存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。</li> <li>各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。</li> <li>階数が2階以下かつ建築面積が<math>250\text{m}^2</math>未満の場合は、規格を1.6t以下とし、存置日数は実状に応じて適正に補正する。</li> <li>障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。</li> <li>表4-1～4-5の存置日数には回送等に要する日数を含む。</li> </ol>	<p>注) (各表共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。</li> <li>RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。</li> <li><math>A = \text{建築面積} / 750\text{m}^2</math> (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。)</li> <li><math>N = \text{階数}</math></li> <li>存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。</li> <li>各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。</li> <li>階数が2階以下かつ建築面積が<math>250\text{m}^2</math>未満の場合は、規格を1.6t以下とし、存置日数は実状に応じて適正に補正する。</li> <li>障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。</li> </ol> <p>(追加)</p>	<p>国の基準改定による追加及び修正</p>
<p>□. 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用。</p> <p>機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。</p> <p>(8) 情報システム費</p> <p>(9) 試験費等</p> <p>イ. 建築工事において、公共建築工事標準仕様書、<u>公共建築改修工事標準仕様書等</u>に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。</p> <p><u>(積み上げによる試験費の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿粉じん濃度測定</li> <li>分析による石綿含有建材の調査</li> <li>化学物質の濃度測定</li> <li>六価クロム溶出試験費</li> <li>PCB含有シーリング材の調査</li> <li>路床土の支持力比(CBR)試験</li> <li>現場CBR試験</li> <li><u>放射線透過試験</u></li> <li>上記に類する各種試験費等</li> </ul>	<p>□. 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用。</p> <p>機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>(7) 情報システム費</p> <p>(8) その他</p> <p><u>材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。</u></p> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石綿粉じん濃度測定</li> <li>分析による石綿含有建材の調査</li> <li>化学物質の濃度測定</li> <li>六価クロム溶出試験費</li> <li><u>コンクリート単位水量測定費</u></li> <li>PCB含有シーリング材の調査</li> <li>路床土の支持力比(CBR)試験</li> <li>現場CBR試験</li> </ul> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記に類する各種試験費</li> </ul>	<p>重複しているため</p>

## 新

## 旧

## 備考

<p>□. 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、<u>公共建築工事標準仕様書</u>、<u>公共建築改修工事標準仕様書</u>等に定める機材の試験費及び施工の試験費を除き、積み上げにより算定する。</p> <p><u>(積み上げによる試験費の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>石綿粉じん濃度測定</u></li> <li>・ <u>分析による石綿含有建材の調査</u></li> <li>・ <u>P C B 含有調査</u></li> <li>・ <u>放射線透過試験</u></li> <li>・ <u>迷走電流測定調査</u></li> <li>・ <u>上記に類する各種試験費等</u></li> </ul> <p>(10) 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する）</p>	<p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>国の基準改定による追加</p>
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>-(鉄骨工事における共通仮設費の補正)-</p> <p>3. 積算基準第10(5)における鉄骨工事の共通仮設費率の補正は、原則として共通仮設費率に「1.0」を乗じる。</p> <p>なお、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第3章6.による。</p>	<p>国の基準改定による削除</p>
<p>(とりこわし工事の共通仮設費率)</p> <p>3. とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。</p>	<p>(とりこわし工事の共通仮設費率)</p> <p>4. とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。</p>	<p>記載番号繰上げ</p>
<p>(監理事務所を設けない場合の取扱い)</p> <p>4. 建築工事において積算基準 別表一に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K<sub>r</sub>）に以下の補正值を乗じる。</p>	<p>(監理事務所を設けない場合の取扱い)</p> <p>5. 建築工事において積算基準 別表一に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K<sub>r</sub>）に以下の補正值を乗じる。</p>	<p>記載番号繰上げ</p>
<p>(処分費の取扱い)</p> <p>5. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p> <p>また、解体工事等により既存の建築物等から発生する残材で、その材料に価値のあるものを受注者の買取処分として契約する場合は、その価値を有価物売却費として直接工事費から控除し、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p>	<p>(処分費の取扱い)</p> <p>6. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>記載番号繰上げ</p> <p>有価物売却費の取扱いについて追記</p>

## 新

## 旧

## 備考

(リース料の取扱い)	(リース料の取扱い)	国の一基準改定による修正
6. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、 <u>処分費を除く</u> 直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により <u>直接工事費からリース料及び処分費を除いた額</u> の共通仮設費を算定する。	7. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、 <u>一般工事とリース料の</u> 直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により <u>一般工事の</u> 共通仮設費を算定する。なお、リース料については、 <u>共通仮設費を算定しない。</u>	
(直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)	(直接工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)	
7. 直接工事費が積算基準別表－5～11の（注3）で定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。	8. 直接工事費が積算基準別表－5～11の（注3）で定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。	記載番号繰上げ
(共通仮設費率算定の留意事項)	(共通仮設費率算定の留意事項)	
8. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。	9. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。	記載番号繰上げ
第5章 現場管理費		
(現場管理費に積み上げする項目)	(現場管理費に積み上げする項目)	
2. 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。	2. 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。  <u>(2) 保全計画資料をさいたま市公共施設マネジメントシステムにより作成する場合の費用</u> <u>さいたま市公共施設マネジメントシステムの入力データ作成費用の算出にあたっては、</u> <u>工事の種別及び規模等を考慮の上、適切に行うものとする。</u>  <u>なお、その他の資料作成に係る費用については、現場管理費率に含む。</u>	公共施設マネジメントシステムの廃止に伴い削除
	(鉄骨工事における現場管理費率の補正)	
	3. 積算基準第11（5）における鉄骨工事の現場管理費率の補正は、一般工事の現場管理費率に、「1.0」を乗じる。  なお、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは第3章6.による。  また、一般工事の工事原価は「鉄骨工事以外の一般工事の工事原価」と「鉄骨工事の工事原価」にそれぞれ区分するものとする。	国の一基準改定による削除
(とりこわし工事の現場管理費率)	(とりこわし工事の現場管理費率)	
3. とりこわし工事は新営建工事の率を採用する。	4. とりこわし工事は新営建工事の率を採用する。	記載番号繰上げ
(処分費の取扱い)	(処分費の取扱い)	

## 新

## 旧

## 備考

<p>4. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</p> <p><u>また、解体工事等により既存の建築物等から発生する残材で、その材料に価値のあるものを受注者の買取処分として契約する場合は、その価値を有価物売却費として直接工事費から控除し、これらの費用の現場管理費は算定しない。</u></p>	<p>5. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>記載番号繰上げ 有価物売却費の取扱いについて追加</p>																				
<p>(リース料の取扱い)</p> <p>5. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>処分費を除く</u>純工事費の合計額に対応する現場管理費率により<u>純工事費からリース料及び処分費を除いた額</u>の現場管理費を算定する。</p>	<p>(リース料の取扱い)</p> <p>6. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>一般工事とリース料の</u>純工事費の合計額に対応する現場管理費率により<u>一般工事の</u>現場管理費を算定する。なお、リース料については、<u>現場管理費を算定しない。</u></p>	<p>国際基準改定による修正</p>																				
<p>(支給材を使用する工事の取扱い)</p> <p>6. 支給材（施設維持管理部署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の「2%」を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。</p>	<p>(支給材を使用する工事の取扱い)</p> <p>7. 支給材（施設維持管理部署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の「2%」を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。</p>	<p>記載番号繰上げ</p>																				
<p>(純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)</p> <p>7. 純工事費が積算基準別表－12～18の（注3）で定める範囲を外れる場合は原則として算定式により算定された率を採用する。</p>	<p>(純工事費が共通費基準で定める範囲を外れる場合)</p> <p>8. 純工事費が積算基準別表－12～18の（注3）で定める範囲を外れる場合は原則として算定式により算定された率を採用する。</p>	<p>記載番号繰上げ</p>																				
<p>(現場管理費率の留意事項)</p> <p>8. 現場管理費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。</p>	<p>(現場管理費率の留意事項)</p> <p>9. 現場管理費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。</p>	<p>記載番号繰上げ</p>																				
第6章 一般管理費等																						
<p>(前払金支出割合による一般管理費等率の補正)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(前払金支出割合による一般管理費等率の補正)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>国際基準改定による修正</p>																				
<p>表6-2 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0から 5以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5を超え 15以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15を超え 25以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25を超え 35以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	0から 5以下	1.05	5を超え 15以下	1.04	15を超え 25以下	1.03	25を超え 35以下	1.01	<p>表6-2 一般管理費等率補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分 (%)</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>— 5以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5を超え 15以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15を超え 25以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25を超え 35以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	前払金支出割合区分 (%)	補正係数	— 5以下	1.05	5を超え 15以下	1.04	15を超え 25以下	1.03	25を超え 35以下	1.01	
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																					
0から 5以下	1.05																					
5を超え 15以下	1.04																					
15を超え 25以下	1.03																					
25を超え 35以下	1.01																					
前払金支出割合区分 (%)	補正係数																					
— 5以下	1.05																					
5を超え 15以下	1.04																					
15を超え 25以下	1.03																					
25を超え 35以下	1.01																					

新	旧	備考
<u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(従前の基準類の取り扱い)</u> <u>第2 施行日以前に公告された案件については、従前の例による。</u>	<u>(追加)</u>	附則の追加
別表－5 建築工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等) (注) 2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処置を含むものとする。	別表－5 建築工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等) (注) 2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。	国際基準改定による修正
別表－6 電気設備工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等)	別表－6 電気設備工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等)	修正
別表－7 機械設備工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等)	別表－7 機械設備工事の歩掛り作成時における「その他」(下請経費及び小器材の損耗費等)	修正